(その1)



令 和 ^分 年 分 (令和 年 月 日開催分)

(ふりがな)	こういちこうえんがいつ						政				区						
1 政治団体の名称 -	せきの幸一後援会		政政	党)	支	党 部		-	1 項	の規	定(法第によ	る政	治 団	体
2 主たる事務所 の 所 在 地	山形県西村山郡大江町大字左 沢1014の5		政 	治 ———	資 ——	金 	<u>च</u>	体 		7 7] 7	-	の他の) 治 迂	治] 体(の支	体 部_
<u>-</u>			V	,			 活	動〔	区 域	しの	区	分					
3代表者の氏名	関野 幸一		2 ا	上の書	祁道府	県の	区域等		Ų	7 6	司一0	り都道	府県の	の区域	内		
_			資金	一一		指定	の有無				国乡		関係』	政治団	体の区	5分	
4 会 計 責 任 者 の 氏 名 _	﨑村 昌孔 		 有 無				会議員			_	女治 1 号 l	資金規 こ係 る	正法 国会	第19条 議議員 第19条	で 関係 関係	第 1 項 汝治 団	体
		公	職の	種 類						2	2 号[こ係る	5国会	議員	関係耳	汝治 団	体
事務担当者の氏名		区資金	金管	分 理団体		職[〕候補者	等				補者 名					
関野 - 幸	; 	の	電出を の	をした 氏 名	関野	幸-			1	◇ 墹	もの 🤊	- 種 類 -					
(電話) 0237	(62) 2049								. [2	<u> </u>		<u>分</u>		現職_	□候衤	甫者等	
	•	·															
Market			資金	管理区	間体の	指定	の期間				国会			(治団体 適用期		する	
(電話)		4	う和	年		月	日か	いら		•	令和		年	月		から	
		4	个和	年		月_	日ま	きで		•	令和		年		日	まで	

収支の状況

1 収支の総括表

収 入 総 額	0
(前年からの繰越額)	Ō
(本年の収入額)	0
支 出 総 額	0
翌年への繰越額	0

2 収入項目別金額の内訳

(1)個人	の負担する党費又は会費	
金	額	0
員		0

(2)寄附					
ア 寄附(イを除く。)の区分		金	額		備 考
(ア)個人からの寄附				0	
(うち特定寄附)	(0)	
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	
(ウ) 政治団体からの寄附				0	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)				0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	(0)	
イ 政党匿名寄附				0	
合計(ア+イ)				0	

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資	産	等	の	有	無				
					資 産 等 (の項目別	」区 分	有	無備考
ア	土							也	\square
1	建							勿□	Ø
ゥ	建	物の	所	有を	目的と	する地」	上権 又 は 土 地 の 賃 借	を □	Ø
エ	取	得	の	価 格	が 1	0 0 万	万円を超える動	全 口	
オ	預	金(普	通預	金及で	ド当座預金 を	上除く。)	又は貯金(普通貯金を除く。		Ø
カ	金				銭		信	ft 🗆	Ø
+	有				価		証	券 口	Ø
ク	出		資		ı	よ	る 権	利	Ø
ケ	貸	付 先	<u> </u>	ک <i>م</i>	み 残 高 が	1 0 0	万円を超える貸付	金□	\square
⊐	支	払っ	b h	, te	金額が	1 0 0	万円を超える敷	金	
サ	取	得の	価 格	が 1	0 0 万円	を超える	施設の利用に関する権	利	Ø
シ	借	入先	; <u> </u>	<u>ද</u> ග	み 残 高 が	1 0 0	万円を超える借入	金 □	Ø

宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4年 3月22日

政治団体の名称

せきの幸一後援会

会計責任者の氏名

骑村昌孔

※代表者の氏名

関野 幸一

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任 者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人 の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を 講ずる場合は、この限りでない。